

【アメリカ】一時保護資格（TPS）に関する連邦最高裁判決

海外立法情報課 中川 かおり

* 2021年6月7日、一時保護資格（TPS）を有する者が、不法に入国していた場合には、TPSを合法的永住権の資格に変更できないとする連邦最高裁判決が出された。

1 一時保護資格（TPS）プログラムの概要

母国で政情不安や自然災害が生じた場合に、アメリカ滞在中の当該国国民は安全な帰国が難しくなる。1990年移民法¹が創設した一時保護資格（Temporary Protected Status: TPS）プログラムは、国土安全保障長官による、政情不安等の状況にある国の指定に基づき、当該国国民にTPSを付与することにより、アメリカからの退去強制から保護し、及び国内における労働許可を与える（合衆国法典第8編第1254a条）。長官は、TPSの付与のために6か月から18か月までの期間を当該国につき指定し、必要に応じて期間を延長する。それぞれの国の指定は、個人がTPSを申請するために、アメリカに到着しているべき期日及びTPSを登録する期間も定める。

TPSは、1967年の難民の地位に関する議定書²に基づき認められる難民又は庇護の対象となる者と類似した状況にあるが、難民等に適格ではない者に与えられてきた³。難民等とTPSとの違いは、前者が、個人の状況を個別に審査され、認定されるのに対し、後者は、個人とその母国との紐帯に基づき個人の集合につき審査され、付与されるところにある。

2021年3月11日現在、TPSプログラムの対象国は10か国⁴、TPS保持者は総計で約32万人に上る。新政権は、同年3月にベネズエラ、5月にビルマ（ミャンマー）を新たに指定した。

2 事件及び連邦最高裁判決の概要

(1) 事件の概要

エルサルバドル人であるJose Sanchezは、1997年にアメリカに不法入国した⁵。2001年にアメリカ政府は、彼にTPSを付与した。2014年に彼は、合衆国法典第8編（以下略）第1225条に基づき、TPSを合法的永住権の資格に変更する申請を国土安全保障省市民権移民局に提出した。同局は、彼のアメリカへの入国が不法であるために、合法的永住権の資格への変更が認められないと判断した。

Sanchezは、この判断を不服とし、同省長官に対して訴えを提起した。第1審の連邦地方裁判所は、Sanchezに合法的永住権の資格への変更が認められるとしたが、第2審の連邦控訴裁判所第3巡回区は、地裁の判断を覆し、SanchezのTPS取得にかかわらず、その不法入国を理由として、第1225条に基づく合法的永住権の資格への変更が認められないと判断した。

ここ数年、Sanchez事件と同様に、アメリカに不法入国したが、後にTPSを取得した者が、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ Immigration Act of 1990, P.L.101-649. <<https://www.congress.gov/101/statute/STATUTE-104/STATUTE-104-Pg4978.pdf>>

² 「難民の地位に関する議定書」外務省ホームページ <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S57-0047.pdf>>

³ Jill H. Wilson, “Temporary Protected Status and Deferred Enforced Departure,” *CRS Report*, May 28, 2021, p.2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/RS/RS20844/58>>

⁴ エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、ネパール、ニカラグア、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア及びイエメンである。 *ibid*, p.5.

⁵ Sanchez v. Mayorkas, No.20-315, Supreme Court website <https://www.supremecourt.gov/opinions/20pdf/20-315_q713.pdf>

「入国許可」があったと思料されるか否かに関する複数の訴訟が提起され、この問題につき連邦控訴裁判所の判断が分かれた状態が続いてきた⁶。そこで、連邦最高裁判所は、Sanchez 事件の裁量上訴⁷を受理することで、この問題に関する判断を統一することとし、2021年6月7日に全員一致で、控訴審の判断を支持する判決を下した。

(2) 連邦最高裁判決の概要

第1255条は、非移民⁸の資格を合法的永住権の資格に変更する道を開くが、そのために、「入国審査を受け、かつ入国許可され、又は臨時入国許可を受ける」（同条a項）ことを要件とする。入国許可は、「移民職員による入国審査と授権の後に、合衆国に合法的に入国する外国人」（第1101条a項(13)(A)）と定義される。Sanchez はこれらの規定に従って入国しておらず、彼がTPSを保持することが、その不法入国の効果を減ずることはない。

他方で、TPSを創設する第1254a条は、「第1255条に基づく在留資格の変更の適用上、…（中略）…、外国人は、非移民として合法的な在留資格を有し、維持すると思料される」と定める（第1254a条f項(4)）。この規定は、TPS保持者が非移民として扱われるとする趣旨であり、TPS保持者に対し、第1255条の独立した入国要件を満たすように支援するものではない。

しかし、Sanchez は「第1255条の適用上…TPS保持者が、…非移民と思料される」とするこの規定は、彼が、入国許可されたと思料されることを定めるとする。この根拠として、彼は、第1184条に言及し、非移民の在留資格には必ず入国許可が認められていると主張する。

Sanchez の主張は間違っている。非移民の在留資格と入国許可とは法律上別の概念であり、前者が認められる場合に、常に後者が認められるわけではない。Sanchez は入国許可のない非移民の在留資格が存在しないとするが、この具体例は2つ存在する。

第1は、船又は航空機に搭乗してサービスを行う「外国人乗員」に付与される資格である（第1101条a項(10)）。彼らは、アメリカに船又は航空機が到着する時に、非移民の在留資格を受ける（同項(15)(D)(i)）が、依然として彼らを「入国許可されたと思料しない」と定める（同項(13)(B)）。

第2は、家庭内暴力、奴隷的労働、謀殺、外国労働契約詐欺等の犯罪行為の被害者である外国人が、捜査を支援できる場合に付与されるU査証である（第1101条a項(15)(U)）⁹。この者は、不法入国であっても、非移民の在留資格を付与され得る。第1255条m項(1)は、合法的永住権の資格への変更が認められる者を、「第1101条a項(15)(U)の規定により合衆国に入国を許可される当該外国人の在留資格（又は別に付与される非移民の在留資格）」を有する者と述べ、非移民の在留資格と入国許可が異なる法律上の概念であることを端的に示す。

Sanchez のTPSは、この2つと同様に、入国許可のない非移民の在留資格なのであり¹⁰、第1255条が入国許可を要件とすることから、彼は、アメリカの合法的永住権の資格への変更を認められない。

⁶ *op.cit.*(3), pp.18-19.

⁷ certiorari. 上訴を受理するか否かが、上訴を受ける裁判所の完全な裁量にかかる場合をいう。上訴は、重要な法律問題を含むと上級審が判断した場合に許される。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.134.

⁸ アメリカに入国を希望する外国籍保有者は、一時滞在のための非移民査証又は永住権のための移民査証のいずれかを取得する。前者を取得する者を「非移民」といい、観光客、ビジネスマン、学生、特殊労働者等が該当する。

⁹ U査証の紹介及び該当部分の翻訳は、次の文献参照。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」『外国の立法』No.287, 2021.3, pp.8-10, 29-30, 33, 49.

¹⁰ 連邦議会では、非移民の資格であるTPSに、入国許可を認めるようにする法案（HR6）を審議中である。